

## 新型コロナウイルス感染防止にむけた 入間市体育施設の使用ガイドライン

本ガイドラインは、入間市体育施設（市民体育館、武道館、運動公園、中央公園、黒須市民運動場、富士見公園内体育施設、各地区体育館）の使用に伴い、入間市で定める「入間市主催事業等の開催における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」等に基づき、施設使用者に遵守いただきたい事項について示したものです。なお、本ガイドラインについては、国（厚生労働省、スポーツ庁等）及び埼玉県の方針や、入間市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の方針等に基づき、適宜見直しを行うものとしします。

### 1. 基本的な感染症防止対策

- (1) 過去7日間以内に、体調が悪い方（発熱、嗅覚や味覚の異常、息苦しさやだるさ、咳やのどの痛みといった風邪の症状が見られる方）は使用を控えてください。
- (2) 過去5日間以内に、同居家族や身近な知人に感染が疑われる場合は、使用を控えてください。
- (3) 過去5日間以内に、感染が引き続き拡大している国、地域への訪問歴がある場合は、使用を控えてください。
- (4) 使用当日にご自宅等で必ず体温を測定してから、ご来場ください。
- (5) 施設への来館時、館内での休憩時は、必ずマスクを着用してください。  
なお、運動時のマスク着用については、熱中症防止等の安全面を優先しご判断ください。
- (6) 入館時及び退館時は体育館等出入口に設置の消毒液で手指を消毒してください。  
また、屋内施設を使用する際は、それぞれの器具庫にも消毒液を設置していますので、備品を準備する前、片付けた後に必ず手指の消毒をしてください。  
屋外施設を使用する際には、各館の出入口や管理棟に設置している消毒液で手指を消毒してください。
- (7) 使用中は、大きな声で会話、応援、指導等を行わないでください。また、ミーティングも3密に注意し、短時間としてください。
- (8) 活動中（休憩時含む）は、他の人と極力2m以上の距離を開けるとともに、不要な接触は控えてください。
- (9) スポーツ用具（ラケット、ボール、マット等）の貸出しは行いますが、できる限り個人用を持参してください。また、貸出したスポーツ用具については、返却前に消毒をお願いします（消毒液を貸出します）。なお、一部用具・備品については当面の間貸出しを制限します。
- (10) 支柱やゴール等の貸出し備品は管理者が適宜消毒清掃しますが、持参した消毒液で消毒清掃していただくことは問題ありません。
- (11) 活動中に唾や痰を吐かないでください。

- (12) 「新型コロナウイルス感染防止対策チェックリスト」の内容について同意のサインと、その日の参加者（監督、コーチ、付き添い含む）の体温を記載し、団体に1週間保管してください。
- (13) 観客席やベンチ等の使用は可能ですが、間隔を開け、対面にならないよう配慮して使用をお願いします。
- (14) 館内に換気扇がある施設は換気扇を稼働しますが、雨天時以外や他の使用者に影響が出ない範囲で、窓等開けて換気を行ってください。なお、換気扇がない施設については、窓を開けて使用することを前提としますが、窓を開けると競技に支障が出る場合は、1時間に10分程度換気する時間を設けてください。
- (15) 更衣室等で人数制限を設けている場合は、表示の人数内で使用してください。
- (16) 館内で飲食を行う際は、対面、密集を避けてください。また、飲食や消毒により発生したごみは、各自持ち帰りをお願いします。
- (17) 各競技のガイドラインがある場合は、本ガイドラインを遵守するとともに、各競技のガイドラインの内容を取り入れて使用をお願いします。
- (18) ワクチン接種を完了された方についても、同様に各ガイドラインを遵守した使用をお願いします。また、接種直後の方については、体調に十分配慮した使用をお願いします。

## 2. 各施設の使用制限

- (1) 入間市市民体育館（トレーニング室を含む）  
別紙、「市民体育館 各施設、設備の使用制限等」のとおり
- (2) 入間市武道館  
別紙、「武道館 各施設、設備の使用制限等」のとおり
- (3) 各地区体育館  
別紙、「地区体育館 各施設、設備の使用制限等」のとおり  
※なお、各地区の運営委員会が取り決めているガイドライン等がある場合は、そのガイドライン等を遵守し使用してください。

## 3. 陽性者が発生した場合

- (1) 施設使用日の翌日から5日間以内に、新型コロナウイルス陽性者が発生した場合は、速やかに医療機関を受信するとともに、施設管理者へ報告し、最終活動日のチェックリストを使用した施設窓口に提出してください。
- (2) 使用再開については、陽性者が活動に参加した日の翌日から5日間が経過した日以降としてください。なお、陽性者については、県の定める療養期間が解除された日以降の使用再開としてください。

#### 4. その他

- (1) 感染防止を目的とする本ガイドラインを遵守いただけない場合は、許可後であっても使用をお断りさせていただく場合がございます。なお、許可書発行後に許可取消となった場合には、原則使用料の返金はいたしませんので、ご了承ください。
- (2) チェックリスト等で取得した個人情報については、原則1カ月で処分いたしますが、必要に応じて、保健所等の公的機関へ提供しますので、予めご了承ください。
- (3) 国（厚生労働省、スポーツ庁等）及び県の対処方針、入間市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の方針等が修正された場合は、その内容を踏まえて適宜見直しを行います。

**感染防止におけたご協力をお願いいたします**

